

第11章 商標権消滅後一年間の他人の登録排除規定の廃止

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

現行の商標法第4条第1項第13号は、何人かが使用していた商標はたとえその使用を止めても一年間程度はその商標に化体された信用が残存していて、他人がその商標の使用をすれば商品又は役務の出所の混同を招くおそれがあるとの理由から、商標権が消滅した日から1年を経過していない他人の商標と同一又はこれに類似する商標であって、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するものを不登録とし、他人の登録を排除する旨規定している。もっとも、同号が規定する期間が経過すれば、同不登録事由は解消することから、仮に同号を理由として審査において拒絶査定を行ったとしても、拒絶査定不服審判の請求があった場合、同審判の請求期間及び審理期間を考慮すれば、不登録事由の有無の判断基準時である審決時には、すでに同号の不登録事由が解消し又は解消する見込みであることがほとんどである。このような事情から、審査においては、同号が規定する期間の経過を待って登録査定をする運用がなされている。

(2) 改正の必要性

近年の急激な技術革新、市場ニーズの多様化等により、製品が市場に投入されてから、成長、成熟、衰退までの製品ライフサイクルの期間が短くなる傾向にあることから、早期の権利取得へのニーズが高まっている。一方、特許庁では出願から審査結果の最初の通知が発送されるまでの期間を約6.2ヶ月（2009年）と短縮しており、このような状況下、改正前の商標法第4条第1項第13号の規定により、商標権消滅後1年間登録を認めないことによる権利化の遅延と

いう弊害が顕著化し、結果として、改正前の同号は早期の権利取得というユーザーのニーズに応えられないことになりかねない事態となっている。

2. 改正の概要

早期の権利取得というユーザーのニーズに応える観点から、商標権が消滅した後に、1年間の期間経過を待たずに他人が商標登録を受けることを可能にするため、商標法第4条第1項第13号を廃止した。

3. 改正条文の解説

◆商標法第4条

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一～十二 (略)

十三 削除

十四～十九 (略)

2～3 (略)

4 [削る]

商標法第4条第1項第13号の廃止により、例えば、登録異義の申立てにおける取消決定の確定、商標登録の無効審判における無効審決の確定を原因とする商標権の消滅については、同決定及び審決の確定後、商標権の放棄については、放棄の設定登録後、直ちに登録査定が可能となった。ただし、商標権の存続期間が満了した場合には、制度上、商標権が確実に消滅するわけではなく、存続期間満了後でも、満了時にさかのぼって更新されることがあることから、同号

を廃止した後でも、先願既登録商標と同一又は類似の関係にある後願商標の過誤登録を招かぬよう存続期間満了後の更新申請の有無を見極めることが必要である。なお、従来同号が担っていた権利消滅後の出所の混同防止については、混同防止を目的とする他の不登録事由、具体的には、商標法第4条第1項第15号等の運用により、権利消滅後に出所の混同を招くおそれがある場合には登録を認めないとするのが可能である。

一方、商標法第4条第4項は、同法第53条の2の規定による取消審決についての同法第4条第1項第13号の適用の例外を定めるところ、同号の規定の廃止により、例外措置を存置する必要がなくなるため、当該規定をあわせて削ることとした。

なお、同号を廃止するにあたって「削除」の方式を採用した理由は、同号を削り、第14号以降を繰り上げるとすると、他の条項への波及等の影響が大きいためである。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から1年を超えない範囲で政令で定める日（平成23年政令第369号により平成24年4月1日）から施行する（附則第1条）。

(2) 経過措置

商標法第4条第1項第13号の廃止は、出願人に対する早期の権利確保というユーザーのニーズに対応したものであるから、できるだけ早期に適用することがユーザーの利益に沿うものである。また、施行の際現に特許庁に係属している出願について混同が生ずる場合には、混同防止の一般規定である同法第4条第1項第15号の適用等によって商標登録を排除することが可能であることから、経過措置を設けず、施行日から適用することとした。